

新城市スポーツ少年団本部規程

（総則）

第1条 この規程は、新城市スポーツ少年団（以下「本部」という）について必要な事項を定めるものとする。

2 本部は、新城市字東入船115番地内に置く。

3 本部は、市内各単位スポーツ少年団にて構成する。

（目的）

第2条 本部は、スポーツを通じて青少年の心身の健全な育成を図るスポーツ少年団の普及と育成を図るとともに、青少年へスポーツを振興することを目的とする。

（事業）

第3条 本部は、次の事業を行う。

- (1) スポーツ少年団の登録及び県スポーツ少年団との連携に関する業務
- (2) スポーツ少年団指導者の養成
- (3) スポーツ少年団活動の協力と援助
- (4) その他、目的の達成に必要な事業

（役員）

第4条 本部に、次の役員を置く。

- (1) 本部長 1名
- (2) 副本部長 1名
- (3) 会計 若干名（事務局）
- (4) 監事 1名

2 役員は、市内各単位スポーツ少年団代表者の互選によって選出する。

3 副本部長は、県スポーツ少年団委員及び県スポーツ少年団指導者連絡会委員を兼任する。

4 副本部長は、本部長に事故のあるとき、又は欠けたときにその職務を代行する。

5 役員の任期は2年とする。ただし、再任は妨げない。

（会議）

第5条 本部会議（以下、会議という。）は年1回開催し、市内各単位スポーツ少年団代表者によって構成する。

2 会議の方式は、対面会議または書面会議のいずれかによって行う。

3 会議の議事は過半数の賛成をもって議決し、可否同数の時は本部長がこれを決する。

（事務局）

第6条 本部の事務局は、新城市生涯共育課スポーツ係内に置く。

2 事務局に、事務局長及び事務局員を置く。

（登録）

第7条 日本スポーツ少年団の登録をもって新城市スポーツ少年団に登録したものとみなす。

2 登録料は、日本スポーツ少年団及び愛知県スポーツ少年団の登録料に準ずる。

3 登録期間は、加入申込を受けた日から、その年度末までとする。

(経費の支弁)

第8条 本部の経費は、次の各号に掲げるものをもって支弁する。

- (1) スポーツ少年団登録料
- (2) 参加料
- (3) 補助金、交付金及び寄付金
- (4) 負担金
- (5) その他の収入

(その他)

第9条 本規程に定めるものの他、本規程の施行に関し必要な事項は別に定める。

附則

この規程は、令和4年2月16日から施行する。

附則

この規定は、令和8年10月1日から施行する。